

神戸港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 27 年 6 月

神戸港港湾管理者

神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成18年 2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年 3月 交通政策審議会第23回港湾分科会
- ・平成20年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成20年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年10月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年11月 交通政策審議会第36回港湾分科会
- ・平成22年 5月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年 7月 交通政策審議会第38回港湾分科会
- ・平成22年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年11月 交通政策審議会第39回港湾分科会
- ・平成23年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年10月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年12月 交通政策審議会第47回港湾分科会
- ・平成25年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年 2月 交通政策審議会第51回港湾分科会
- ・平成25年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年 5月 神戸港港湾審議会
- ・平成26年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成26年 7月 神戸港港湾審議会

の議を経た神戸港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
港湾の環境の整備及び保全	3
2 港湾環境整備施設計画	3
土地造成及び土地利用計画	4
3 土地利用計画	4

変更理由

1. 兵庫運河地区において、親水性・回遊性の向上、歴史を生かしたまちの魅力アップを図るため、公共埠頭計画、港湾環境整備施設計画、土地利用計画を変更する。
2. 西部工区地区において、周辺土地利用との整合を図るため、土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

兵庫運河地区において、物揚場の利用状況の変化に対応し、以下の施設について計画を削除する。

[公共埠頭計画]

兵庫運河地区

以下の施設を廃止する。

{ 既設
物揚場 水深 2.5m 延長 402m }

港湾の環境の整備及び保全

2 港湾環境整備施設計画

兵庫運河地区において、親水性・回遊性の向上、歴史を生かしたまちの魅力アップを図るため、緑地を以下の通り計画する。

[港湾環境整備施設計画]	
兵庫運河地区	
緑地 2 ha	[既定計画の変更計画]
[既定計画]
緑地 2 ha	

土地造成及び土地利用計画

3 土地利用計画

兵庫運河地区において、親水性、回遊性の向上、歴史を生かしたまちの魅力アップを図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

西部工区地区において、周辺の土地利用計画と整合を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

(単位: ha)

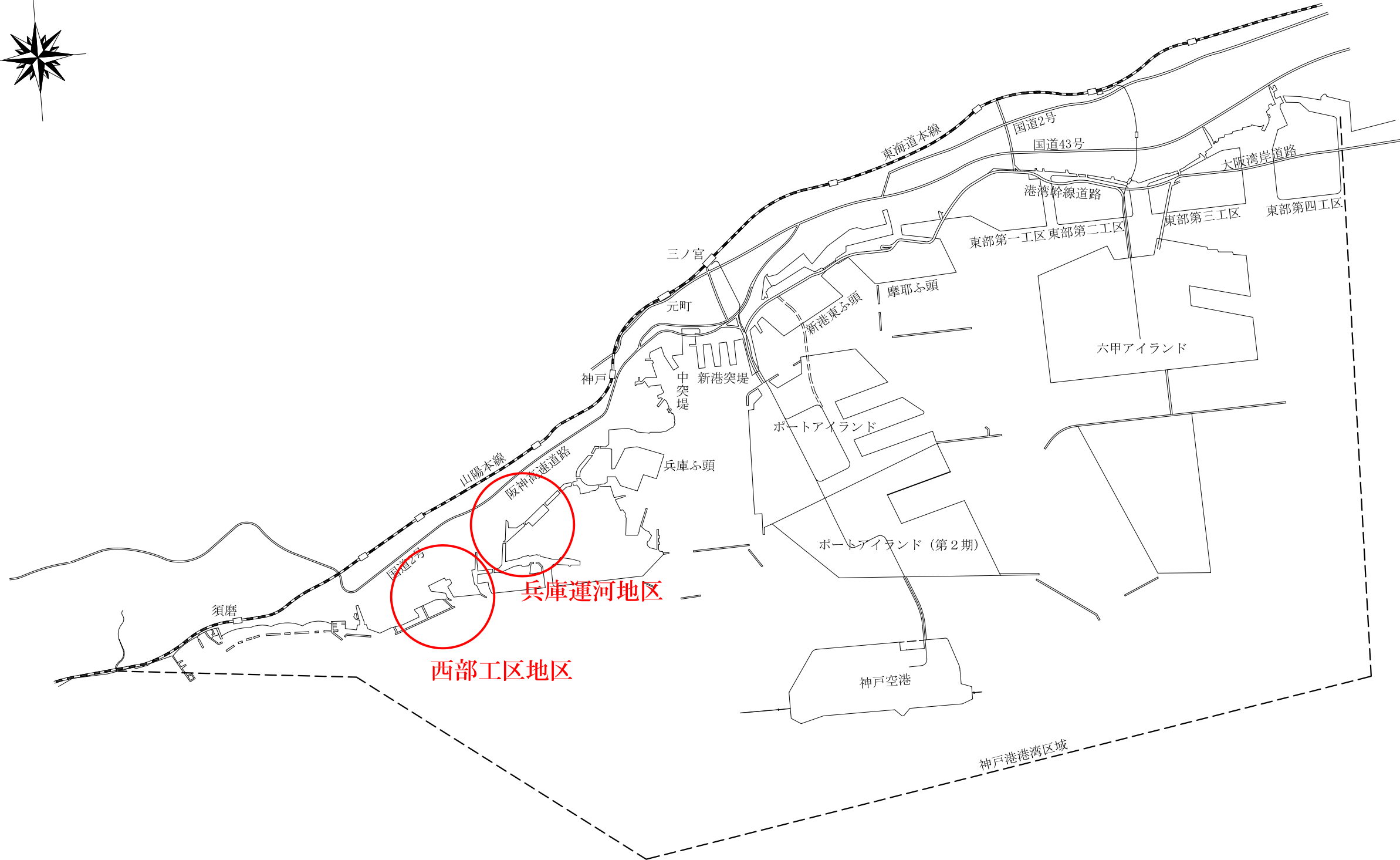
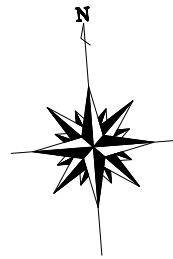
用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
兵庫運河地区	(2) 2	(1) 1	(2) 2	(52) 52			(2) 2	(58) 58
西部工区地区	(2) 2	(7) 7	(4) 4	(174) 174	11	11		(186) 208
合計	(4) 4	(8) 8	(6) 6	(226) 226	11	11	(2) 2	(244) 266

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

神戸港港湾計画位置図 S=1/70,000



凡 例	
○	計画変更箇所